水道料金・下水道使用料 消費 税 率 引 上 げ に 伴 う 料 金 改 定 の お 知 ら せ

上下水道料金等について

令和元年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられます。

これに伴い水道料金、下水道使用料および農業集落排水施設使用料につきましては、1月検針により確定した12月使用分の請求から消費税10%が適用されます。

消費		消費税	说改定 10/1			1月検針	1月検針 10%		
	区分	9月検針 9.20~10.13	10月	11月検針	12月	1月検針 1.20~2.13	2月	3月検針 3.20~4.13	
	料金請求	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月]
	消費税率	8 %	8 %	8 %	8 %	8 %	10%	10%	l

※令和元年9月30日以前から継続して水道をご利用のお客様は、令和元年10月1日以降の最初の検針分に限り、従前の税率(8%)が適用されます。

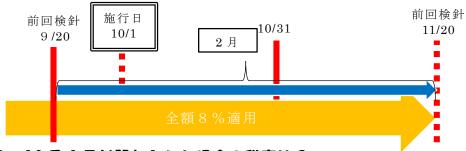
理由(消費税増税に伴う10%適用する月)

9月検針は7月20日から10月13日までの使用量に対し料金請求を行います。そのため、10月1日から13日までの使用量は、本来、10%の料金で請求出来ますが、その期間の使用量が明確にすることが出来なく、現状の料金請求は2月の平均により算出をしています。また、現状のシステムでは、請求を8%と10%に分けることが出来ないため、以上の理由から1月検針分(11月検針から1月検針の使用量)から10%にするものです。

\ll Q & A \gg

Q1 11月検針分の請求の消費税率は10%にならないのか?

A 1 経過措置期間の後(11月1日以降),初めての検針日が前回検針日より2月以内の場合,全額旧税率が適用されます。



- Q2 10月1日以降加入した場合の税率は?
- A 1 税率は10%です。
- Q3 10月1日以降加入し、その後、閉栓した場合の税率は?
- A3 税率は10%です。
- Q4 9月30日以前から継続して水道を利用し、10月1日以降、閉栓した場合は?
- A 4 税率は8%です。(A 1参照)